

広島市消防団体験入団制度実施要領

令和7年3月14日 制定

(目的)

第1条 この要領は、体験入団を行うことにより、消防団に興味がある者の不安を解消させ、消防団業務のやりがいと魅力を感じてもらえるようにし、入団に繋げることを目的とする。

(期間)

第2条 体験入団の期間は、6月以内を限度とし月単位での期間設定を基本とし、体験入団を希望する者と体験入団を受け入れる分団、女性消防隊（以下「分団等」）が決定する。

(対象)

第3条 体験入団の対象は、本市の区域内に居住地、従業地又は通学地を有し、18歳以上の者で体験入団を希望する者とする。

(受入れ人数)

第4条 体験入団の分団等での受入れは、市全体で消防局消防団室が定める総数内とする。

(体験内容)

第5条 体験入団における体験内容は、次の各号とし、消防車両の運転や災害出動はさせないものとする。

- (1) 防災訓練、水防技術習得訓練に参加しての水防技術の習得
- (2) 各分団等でのロープ結索訓練や規律訓練
- (3) ポンプ操法訓練やペア訓練等放水を伴う訓練等の実践的な訓練の見学・訓練支援（訓練には参加させない。）
- (4) 火災予防広報等市民指導の支援
- (5) 分団等での会議や研修への参加
- (6) 分団等が出務する地域貢献活動への参加

(申込等)

第6条 体験入団の申込等は、次の各号とする。

- (1) 体験入団を希望する者は、様式1に所定の事項を記入し、所轄の署警防課又は体験入団を希望する分団等に提出するものとする。
- (2) 体験入団の希望があった分団等は、申請者と調整の上、実施の可否、期間等について、申請書の分団等確認欄を記載し消防団長に提出する。
- (3) 消防団長は、第3条及び第4条の規定に合致しているかを確認の上、受入れの可否、体験入団の実施期間を決定し、申請書の事務局確認欄を記載し、署警防課を通じ申請書の写しを消防局消防団室に送付するとともに、分団等に受入れの可否などを申請者に連絡するよう指示する。なお、体験入団の開始時期は、消防団長が受入れの可否を決定した日の翌々月1日付けとする。
- (4) 分団等は、申請者に受入れの可否及び体験入団の実施期間を申請者に伝える。

(期間の変更)

第7条 体験入団の期間について、分団等は前条の規定により決定した期間を変更することができるものとする。ただし、体験入団実施期間の初日から6月を超えての変更はできないものとする。

2 前項の規定により、体験入団の期間を変更したい分団等は様式2により、期間変更を消防団長に協議するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた消防団長は、様式2の事務局確認欄を記載し、署警防課を通じて様式2の写しを消防局消防団室に送付する。

(入団の声掛け)

第8条 体験入団実施期間終了後、分団等は、体験入団者に対して、原則、本市消防団への入団の声掛けを行うこととする。

(実施報告等)

第9条 体験入団を実施した分団等は、体験入団終了後、様式3により実施状況を消防団長に報告する。また、分団等から実施状況の報告を受けた消防団長は、署警防課を通じてその写しを消防局消防団室に送付する。

(活動場所への出向等)

第10条 分団等が体験入団の受入れを決定した者は、活動内容に適した服装で、分団等が指定した日時、場所に出向するものとする。

(保険加入)

第11条 第6条第3号の報告により消防団長が体験入団の受入れを決定した者は、スポーツ安全保険に加入する。

2 保険加入手続は、消防局消防団室で行う。

3 保険加入に係る費用は、広島市が負担する。

4 体験入団中に体験者がけがをした場合には、体験入団者を受入れている分団等は、様式4によりけがの内容・状況等を消防団長に報告すること。また、分団等から報告を受けた消防団長は、署警防課を通じてその写しを消防局消防団室に送付する。

(その他)

第12条 体験入団者に対する被服の貸与や報酬の支払いは行わない。

(委任規定)

第13条 この要領に定めるほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

体験入団申込書

申込日： 年 月 日

広島市 消防団長 様

下記の体験内容・処遇等を確認し、次のとおり体験入団に申し込みます。

体験希望 分団・女性隊	消防団 分団 ・ 女性消防隊		
体験希望期間	ヶ月間（6ヶ月以内で1ヶ月単位）		
ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日生（歳）	性別	
住所	〒 - ）		
勤務先又通学先 所在地・名称	〒 - ）		
連絡先	携帯電話		
	Eメール		

※ 体験入団の受入れ可否は、後日、体験入団を希望する分団、女性消防隊又は所轄消防署警防課から上記連絡先に連絡します。

※ 体験入団の開始は、保険加入手続後になります。また、保険加入事務に1ヶ月以上要する場合があります。

記

《体験内容》

以下のような通常から消防団が実施している業務への参加等を行います。

- ・ 防災訓練、水防技術習得訓練に参加しての水防技術の習得
- ・ 各分団等での定例訓練（ロープ結索訓練や規律訓練）
- ・ ポンプ操法訓練やペア訓練等放水を伴う訓練等の実践的な訓練の見学・訓練支援（見学・訓練支援のみで訓練参加はなし。）
- ・ 火災予防広報等市民指導の支援
- ・ 分団等での会議や研修への参加
- ・ 地域行事への支援活動への参加

※ 消防車両の運転や災害出動はできません。

《処遇等》

- ・ 活動服などの被服や装備品の支給・貸与は行いません。
- ・ 報酬等の支払いはありません。
- ・ 体験中は、スポーツ保険に加入します。（保険料は広島市が負担します。）
- ・ 体験入団の期間は6ヶ月以内です。

【分団等確認欄】

分団等確認日	年 月 日
体験入団希望者が広島市の区域内に居住、勤務又は通学しているか。	適 ・ 否
年齢は18歳以上か。	適 ・ 否
分団等としての受入れ可否	可 ・ 否
申請者と調整した体験入団期間 (最大6ヶ月)	ヶ月

【消防団事務局確認欄】

事務局確認日 (受入れ可否決定日)	年 月 日
体験入団希望者が広島市の区域内に居住、勤務又は通学しているか。	適 ・ 否
年齢は18歳以上か。	適 ・ 否
消防局消防団室が定める総数内か。	適 ・ 否
体験入団開始日 (上記事務局確認日の翌々月1日)	年 月 日
体験入団終了日	年 月 日
体験入団期間 (最大6ヶ月)	ヶ月

年 月 日

広島市 消防団長 様

分団・隊 _____
氏 名 _____

体験入団期間の変更について（協議）

下記のとおり、体験入団期間の変更を協議します。

記

1 体験入団者氏名

〇〇〇 〇〇〇

2 協議内容（変更期間）

変更前の期間	変更後の期間
年〇〇月〇〇日（〇） ～ 年〇〇月〇〇日（〇）	年〇〇月〇〇日（〇） ～ 年〇〇月〇〇日（〇）

3 変更理由

【消防団事務局確認欄】

事務局確認日	
体験入団期間の変更について	下段の体験入団期間の変更について 承諾 ・ 拒否 ・ 再協議
変更前の期間	変更後の期間
年〇〇月〇〇日（〇） ～ 年〇〇月〇〇日（〇）	年〇〇月〇〇日（〇） ～ 年〇〇月〇〇日（〇）

年 月 日

広島市 消防団長 様

分団・隊

氏 名

事故状況等報告書

以下のとおり、事故状況等を報告します。

【受傷者】

(フリガナ) 氏名		年齢 (事故発生時)	歳
住所	〒 広島市		
連絡先	(携帯 ・ 自宅 ・ 勤務先)		

【事故の内容】

事故発生日時	令和 年 月 日 時頃			
活動区分				
事故発生場所				
事故の 詳細状況	何をしているとき			
	何が起きて			
	どのようなになったか			
ケガの部位	大分類		中分類	
ケガの症状				
入院の有無 (見込みも含む。)				